

## 第4章 環境影響評価の項目の選定



## 第4章 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）（以下、技術指針という。）の第 5 に基づき、対象事業に係る工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用における各影響要因により、影響を受けるおそれがある大気環境、水環境、自然環境等の中の各環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定した。

対象事業内容を踏まえ、技術指針の「別表 1-1 影響要因の細区分」における各影響要因に対する該当状況を表 4-1.1 に示す。

表 4-1.1 本事業による活動要素の選定及びその理由

影響要因の区分	技術指針別表 1-1 の影響要因の細区分	該当区別	対象事業の該当状況
工事の実施	重機の稼働	○	最終処分場の建設に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	最終処分場の建設に伴い、建設資材や建設機械の運搬用車両が運行する。
	樹木の伐採・処理	○	最終処分場の建設に伴い、現存する森林の伐採・処理を行う。
	土地の造成	○	最終処分場の建設に伴い、丘陵部の造成、工事中道路及び進入路の切土・盛土工事を行う。
	発破	×	最終処分場の建設に際して発破作業は実施しない。
	地盤改良	○	最終処分場の建設に伴い地盤改良を行う。
	工作物の建設	○	最終処分場、調整池等の工作物を建設する。
	既存工作物の改修・撤去	×	対象事業実施区域には現最終処分場及びそれに付随する工作物が含まれるが、それらは改変しない。
	工事中道路等の建設	○	最終処分場の建設に際して、工事中道路を建設する。
	土砂の採取	×	埋立土砂は工事の残土を再利用することから、土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理等	○	最終処分場の建設に際して、樹木の伐採・処理等により廃棄物が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	○	最終処分場の建設に伴い、埋立による造成地が存在する。
	工作物の存在	○	最終処分場、調整池等の工作物が存在する。
	土地の利用	○	最終処分場の存在及び供用により、森林、耕作地及び荒地から施設利用へと土地の利用が変更される。
	工作物の供用・稼働	○	最終処分場の供用・稼働により、埋立作業や浸出水処理施設が稼働する。
	発生車両の走行	○	最終処分場の関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	最終処分場の稼働により、人の健康に有害な物質は使用・排出しない。
	廃棄物の発生・処理	○	最終処分場の供用・稼働により、浸出水及び生活排水処理に伴う汚泥が発生する。
	取水用水	×	最終処分場の供用・稼働により、地下水及び河川水は利用しない。
	エネルギーの使用	○	最終処分場の稼働に伴うエネルギーは、電力等で賄う。
	緑化等	○	最終処分場の建設に伴い、法面等の緑化を行う。

注 ○は影響要因に該当することを、×は影響要因に該当しなかったことを表す。

表 4-1.1 の整理結果を踏まえ、環境影響評価の対象項目の選定結果を表 4-1.2(1)(2)に、環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由を表 4-1.3(1)～(9)に示す。

選定した環境項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の 15 項目とした。

表 4-1.2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素				影響要因	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用								
					重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	地盤改良	工作物の建設	工事用道路等の建設	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	廃棄物の発生・処理	エネルギーの使用	緑化等
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物																
				窒素酸化物	○	○														
				浮遊粒子状物質	○	○														
				微小粒子状物質 (PM2.5)	△										△					
				一酸化炭素																
				光化学オキシダント																
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン																
		ダイオキシン類																		
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質	塩化水素																	
		粉じん等	粉じん等	○	○		○							○						
	騒音	騒音	○	○									○							
	振動	振動	○	○									○							
	低周波音	低周波音																		
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等												○						
	水環境	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度					○	○						○				
				水の汚れ (化学的酸素要求量等)												○				
				溶存酸素													○			
				全窒素、全磷													○			
				健康項目													○			
		ダイオキシン類													○					
排水基準項目																				
要監視項目																				
水質基準項目																				
水道水質基準監視項目、快適水質項目																				
水の濁り (浮遊物質)				○					○				○							
塩分 (塩素イオン)、水温、透視度 (透明度)、色、濁度、電気伝導度等																				
水底の底質	環境基準項目																			
	排水基準項目																			
	要監視項目																			
	水底土砂の判定基準																			
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等																			

注 ○：選定した項目  
△：現況調査のみ実施する項目

表 4-1.2(2) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素				影響要因	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用								
					重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	地盤改良	工作物の建設	工事用道路等の建設	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	廃棄物の発生・処理	エネルギーの使用	緑化等
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	地下水の水質及び水位	環境基準項目																	
			排水基準項目																	
			要監視項目																	
			水質基準項目																	
			水道水質基準監視項目、快適水質項目																	
	水素イオン濃度、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等							○	○	○					○					
その他の環境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性				○							○							
		地盤	地盤沈下量																	
	土壌	環境基準項目				△			△											
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)																		
		日照障害	日影時間及び日影範囲																	
電波障害	電波の受信の状態																			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地		○		○			○	○			○	○	○	○				
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落		○		○			○	○			○	○	○	○				
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落							○				○	○	○	○				
	生態系	地域を特徴づける生態系		○		○			○	○			○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○							○								
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所																		
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観											○	○					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物				○						○			○		○			
	温室効果ガス等	温室効果ガス		○	○										○			○		
		オゾン層保護法規制対象物質																		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等																		

注 ○：選定した項目

△：現況調査のみ実施する項目

表 4-1.3(1) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素		影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	重機の稼働及び資材の運搬車両の走行に伴う影響が考えられるが、三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で二酸化硫黄の環境基準に適合している状況が確認されている。また、工事に使用する重機及び工事事用資材運搬車両の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき規制が図られている。以上のことから、重機や車両から排出される二酸化硫黄は少ないため、項目として選定しない。
				窒素酸化物	○	重機の稼働及び資材の運搬車両による影響が考えられることから、項目として選定する。
				浮遊粒子状物質	○	重機の稼働及び資材の運搬車両による影響が考えられることから、項目として選定する。
				微小粒子状物質（PM2.5）	△	重機の稼働による発生が考えられるが、発生する微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響については不明な部分が多い。また、そのシミュレーション手法が一般的に確立されておらず、事業による寄与分を算定することが困難であることから、項目としては選定しない。 なお、現況の状況が不明であることから、発生の可能性を考慮し、現況調査を実施する。
				一酸化炭素	×	左記の物質のうち、工事の実施（資材の運搬に伴う工事事用車両の走行）によって発生する可能性が考えられるのは、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物である。
				光化学オキシダント	×	これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年環境庁告示第64号）に、一酸化炭素及び炭化水素は「自動車ガスの量の許容限度」（昭和51年環境庁告示第1号）に基づきそれぞれ規制が図られており、車両からの排出量は少ないと考えられることから、項目として選定しない。
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
				ダイオキシン類	×	
				大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（塩化水素）	×	
				粉じん等	○	重機の稼働、資材の運搬車両及び土地の造成による切土又は盛土などの工事の実施による影響が考えられることから、項目として選定する。

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
 対象項目で「△」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しないが、参考として現況調査を実施する項目。  
 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3 (2) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素			影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音	騒音	○	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、重機の稼働及び資材の運搬車両の走行に伴う影響が考えられるため、項目として選定する。									
		振動	振動	○	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、重機の稼働及び資材の運搬車両の走行に伴う影響が考えられるため、項目として選定する。									
		低周波音	低周波音	×	工事計画において、低周波音を発生させるような作業及び重機等は使用しないことから、項目として選定しない。									
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	工事計画において、対象事業実施区域内に悪臭を発生させる物質等の持ち込み及び行為は行わないことから、項目として選定しない。									
	水環境	水質（地下水の水質を除く）	環境基準項目	水素イオン濃度	重機の稼働 資材の運搬	○	工作物の建設（コンクリート打設等の工事）の実施によるアルカリ排水、また地盤改良の影響が考えられるため、項目として選定する。							
				水の汚れ（化学的酸素要求量等）				樹木の伐採・処理	×	工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水は行わないため、項目として選定しない。				
				溶存酸素							土地の造成	×		
				全窒素、全リン									地盤改良	×
				健康項目										
			ダイオキシン類	工事用道路等の建設	×									
		排水基準項目	○			土地の造成、工事用道路の建設に伴う切土又は盛土などの工事の実施により、降雨時の濁水の流出が考えられることから、項目として選定する。なお、工事による掘削深度は浅いため、地下水や湧水については想定しない。								
		要監視項目					×	土地の造成、工事用道路の建設に伴う切土又は盛土などの工事の実施により、降雨時の濁水の流出が考えられるが、透視度や濁度については上記「水の濁り（浮遊物質）」において調査、予測評価を行うことから、項目として選定しない。						
		水質基準項目							×					
		水道水質基準監視項目、快適水質項目								×				
		水の濁り（浮遊物質）		×										
		塩分（塩素イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度等	×											
		水底の底質			環境基準項目	×	工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす浚渫や排水は行わないため、項目として選定しない。							
					排水基準項目									
					要監視項目									
				水底土砂の判定基準										
硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等														

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(3) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素			影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	地下水	環境基準項目	×	工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水は行わないため、項目として選定しない。
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
			水質基準項目	×	
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×	
			水素イオン濃度、塩分（塩素イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度、水位等	○	土地の造成、地盤改良及び工作物の建設に伴い、地下水の水素イオン濃度への影響が考えられることから、項目として選定する。
	その他の環境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○	対象事業実施区域に重要な地形・地質は存在しないが、土地の造成に伴う新たな切土法面や盛土法面の建設に伴い、地形及び地質、土地の安定性への影響が考えられることから、項目として選定する。
		地盤	地盤沈下量	×	工作物の建設（埋立地堤体の盛土）による影響が考えられるが、これによる圧密沈下が起きないように設計時に考慮する。また、地盤沈下の主な原因となる地下水の取水は行わない。以上のことから、項目として選定しない。
		土壌	環境基準項目等（土壌汚染対策法の項目等含む）	△	土地の造成や工作物の建設に伴い土砂の移動や搬出を行うが、対象事業実施区域外には持ち出さないことから、項目として選定しない。なお、参考として現況調査を実施する。
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（有害物質等）	×	工事計画において土壌汚染の原因となる有害物質の排出はないことから、項目として選定しない。
日照障害	日影時間及び日影範囲	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はないことから、項目として選定しない。		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	工事の実施により、陸生動物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	工事の実施により、陸生植物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	土地の造成、工事用道路等の建設に伴う切土又は盛土などの工事の実施により、工事中の排水が真盛川に流入し、水生生物への影響が考えられることから、項目として選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	工事の実施により、生態系への影響が考えられることから、項目として選定する。	

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
 対象項目で「△」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しないが、参考として現況調査を実施する項目。  
 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(4) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素		影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	対象事業実施区域周辺には松阪市総合運動公園、上川町遊歩道公園等のレクリエーション施設や、地域住民の憩いの場である高田大池が存在し、重機の稼働、資材の運搬車両の走行、樹木の伐採・処理、土地の造成、工作物の建設、工事用道路等の建設、廃棄物の発生・処理等に伴う影響が考えられることから、項目として選定する。
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	対象事業実施区域内には歴史的文化的な遺産等は存在しないことから、項目として選定しない。 ただし、工事中に埋蔵文化財等が発見された場合には、県及び市教育委員会の指導のもとに調査を実施することとする。
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	対象事業実施区域周辺には景観資源は存在しないが、高田大池、上川町遊歩道公園等の眺望点が存在する。また、対象事業実施区域東側に松阪市総合運動公園が存在するほか、南側の水田からは対象事業実施区域が日常的に視認できる。ただし、工事計画において上記眺望点や眺望景観に影響を及ぼす行為は行わないため、項目として選定しない。
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	樹木の伐採・処理に伴う伐採木等の建設副産物及び廃棄物の発生が考えられるため、項目として選定する。
	温室効果ガス	温室効果ガス	○	重機の稼働及び資材の運搬車両により、温室効果ガスの影響が考えられることから、項目として選定する。
	オゾン層保護法規制対象物質	オゾン層保護法規制対象物質	×	工事計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質を発生させるような行為は行わないことから、項目として選定しない。
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	×	工事計画において、放射線を発するような物質の持ち込みや発生させるような行為は行わないため、項目として選定しない。

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3 (5) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素				影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	工作物の供用・稼働時の埋立機械による影響が考えられるが、埋立機械の重機台数は現況から変化しない。 また、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が考えられるが、走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 さらに、三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で二酸化硫黄の環境基準に適合している状況が確認されている。 以上のことから、項目として選定しない。		
				窒素酸化物		造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用・稼働 発生車両の走行	×	工作物の供用・稼働時の埋立機械による影響が考えられるが、埋立機械の重機台数は現況から変化しない。 また、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響も考えられるが、走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 さらに、三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で窒素酸化物（二酸化窒素）の環境基準に適合している状況が確認されている。 以上のことから、項目として選定しない。
				浮遊粒子状物質		廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化等	×	工作物の供用・稼働時の埋立機械による影響が考えられるが、埋立機械の重機台数は現況から変化しない。 また、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響も考えられるが、走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 さらに、三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で浮遊粒子状物質の環境基準に適合している状況が確認されている。 以上のことから、項目として選定しない。
				微小粒子状物質 (PM2.5)			△	工作物の供用・稼働時の埋立機械による発生が考えられるが、発生する微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響については不明な部分が多い。また、そのシミュレーション手法が一般的に確立されておらず、事業による寄与分を算定することが困難であることから、項目としては選定しない。 なお、現況の状況が不明であることから、発生の可能性を考慮し、現況調査を実施する。

注 対象項目で「△」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しないが、参考として現況調査を実施する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(6) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素			影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	一酸化炭素	×	左記の物質のうち、土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物運搬車両の走行）により発生する可能性のある項目は、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物である。 ただし、廃棄物運搬車両走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 また、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年環境庁告示第64号）に、一酸化炭素及び炭化水素は「自動車ガスの量の許容限度」（昭和51年環境庁告示第1号）に基づきそれぞれ規制が図られており、車両からの排出量は少ないと考えられることから、項目として選定しない。
			光化学オキシダント	×		
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×		
			ダイオキシン類	×		
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（塩化水素）	造成地の存在 工作物の存在	×		
		粉じん等	土地の利用 工作物の供用・稼働	○	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、工作物の供用・稼働時の埋立機械による影響が考えられるため、項目として選定する。	
		騒音	騒音	発生車両の走行	○	廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が考えられるが、走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 ただし、対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、工作物の供用・稼働（埋立作業）による影響が考えられる。さらに、既存の調査結果がないことから項目として選定する。
				廃棄物の発生・処理	○	
		振動	振動	エネルギーの使用	○	廃棄物運搬車両の走行に伴う影響が考えられるが、走行ルートが現況と変化せず、また現最終処分場の搬入量の大半を占める焼却灰が新最終処分場では搬入されなくなるため、廃棄物運搬車両数は現況より少なくなると考えられる。 ただし、対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、工作物の供用・稼働（埋立作業）による影響が考えられる。さらに、既存の調査結果がないことから項目として選定する。
				緑化等	○	
低周波音	低周波音	×	工作物の供用・稼働（浸出水処理施設）により低周波音が発生するが、浸出水処理施設は基本的に現施設を引き続き利用し、さらに物的影響をおよぼすような機器等は設置しないため、項目として選定しない。			
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	○	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、工作物の供用・稼働（埋立作業）に伴う影響が考えられるため、項目として選定する。			

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(7) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素		影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質（地下水の水質を除く）	環境基準項目	○	処理水の放流先である真盛川の下流では利水が行われており、工作物の供用・稼働（浸出水処理施設）に伴う放流水量の増加により、放流先河川への影響が考えられるため、項目として環境基準項目及び浮遊物質量を選定する。 その他の水質項目等に対しては、影響を及ぼす排水等を行わないため、項目として選定しない。
			水素イオン濃度	○	
			水の汚れ（化学的酸素要求量等）	○	
			溶存酸素	○	
			全窒素、全燐	○	
			有害物質等	○	
		ダイオキシン類	○		
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
		水の濁り（浮遊物質量）	○		
		塩分（塩素イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度等	×		
		環境基準項目	×	造成地の存在	
	排水基準項目	×	工作物の存在		
	要監視項目	×	土地の利用		
	水底の底質	×	工作物の供用・稼働		
	水底土砂の判定基準	×	発生車両の走行		
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×	廃棄物の発生・処理		
	環境基準項目	○	エネルギーの使用		
	排水基準項目	×	緑化等		
	要監視項目	×			
	水質基準項目	×			
	水道水質基準監視項目、快適水質項目	×			
	水素イオン濃度、塩分（塩素イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度、水位等	○			
	地形及び地質	○			
	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○			
その他の環境	地盤	地盤沈下量		×	
		環境基準項目		×	
	土壌	大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（有害物質等）		×	

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(8) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素			影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	その他の環境	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	施設計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はないことから、項目として選定しない。
		電波障害	電波の受信の状態		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地		○	土地又は工作物の存在及び供用に伴い、対象事業実施区域の植生状況が変化し、陸生動物の生息状況も変化する可能性があることから、項目として選定する。
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落			
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落			
	生態系	地域を特徴づける生態系			
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	対象事業実施区域周辺には松阪市総合運動公園、上川町遊歩道公園等のレクリエーション施設や地域住民の憩いの場である高田大池が存在し、造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、発生車両の走行、廃棄物の発生・処理に伴う影響が考えられることから、項目として選定する。
		歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所		

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-1.3(9) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素		影響要因	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、若しくは選定しない理由
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	○	対象事業実施区域周辺には景観資源は存在しないが、高田大池、上川町遊歩道公園等の眺望点が存在する。また、対象事業実施区域東側に松阪市総合運動公園が存在するほか、南側の水田からは対象事業実施区域が日常的に視認できる。以上より、造成地の存在、工作地の存在及び緑化等に伴う影響が考えられることから、項目として選定する。
	環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用・稼働 発生車両の走行	○
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	埋立廃棄物の分解により温室効果ガスであるメタンが発生する可能性があるほか、エネルギーの使用に伴う影響が考えられることから、項目として選定する。
	放射線の量	オゾン層保護法規制対象物質	×	施設計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質を発生させるような行為は行わないことから、項目として選定しない。
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	×	施設計画において、放射線を発するような物質の持ち込みや発生させるような行為は行わないことから、項目として選定しない。

注 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。  
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。